



所 議 第 487 号

平成30年11月13日

所沢市議会政策研究審議会

会 長 扇 原 淳 様

所沢市議会議長 荻野 泰男

諮 問 書

所沢市議会政策研究審議会条例（平成28年条例第4号）第2条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) トころん健幸マイレージ事業について
- (2) 議案質疑のあり方について

2 諮問の理由及び背景

- (1) トころん健幸マイレージ事業について

本市では、“健幸長寿のマチ 所沢”、男女ともに健康寿命県内第1位を目指し、市民のさらなる健康増進と健康保持を実現するためにさまざまな取り組みを実施している。

健康福祉常任委員会では、健幸長寿の取り組みについて、現在審査を行っており、4月27日には埼玉県志木市を、7月12日には青森県青森市を視察し、他市における健康長寿の取り組みについて調査を行うとともに、11

月2日には、健康推進部が実施する健幸長寿の取り組みについて、特定事件として審査した。

本市の健幸長寿の取り組みの代表的なものである中之条研究のエビデンスである「1日8,000歩・中強度運動20分以上」という「歩き」と「速歩き」を推奨し、自らの健康の保持・増進、疾病予防を支援する取り組みである「ところん健幸マイレージ事業」（以下「マイレージ事業」という。）については、地方創生推進交付金、埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金の財源により実施している。平成32年度より現在の補助金の交付がなくなるが、市としてこの事業を継続していく方向であり、今後の事業の在り方、実施方法等については、十分な検討が必要となる。

今後、委員会としては、視察や審査結果等を踏まえ、健幸長寿の取り組みについて提言を検討しているところであり、その中心的な事業であるマイレージ事業に係る次の項目についてご意見を伺いたい。

- ① マイレージ事業の効果として医療費抑制及び行動変容のほか、効果が見込まれる事項について
- ② 効果の検証に係る医療費の比較分析の方法について
- ③ 他の健康保険の被保険者データの取得及び活用による効果検証について
- ④ 地域と民間を巻き込んだ事業とするために有効な施策について
- ⑤ マイレージ事業のほか、健康長寿につながると見込まれる事業について

(所管：健康福祉常任委員会)

(2) 議案質疑のあり方について

議員の質問は提案された議案に対する本会議場での質疑および各委員会での質疑と市政に対する一般質問がある。

議会基本条例第9条第1号では「議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式を行うことができる。」と規定されている。

市政に対する一般質問では平成21年第3回定例会より各議員の判断で一問一答方式を選択できるようになった。各委員会では一問一答方式でも質疑

を行うことができる。しかし、本会議での議案質疑については1時間を目途に会議規則第55条の規定のとおり各項目3回で質疑を行ってきた。

所沢市議会では平成21年3月に議会基本条例を制定してから議会として進める議会改革等の取り組みについて更なる改善を図るため、議会基本条例第30条及び所沢市議会議会評価実施要綱により毎年自己評価を行っているが議会改革評価でこの項目について達成しているという判断がされてきた。

本諮問事項では改めて議案質疑のあり方について検討に必要な資料を添えて諮問するものである。

(所管：議会運営委員会)